

## 観光誘客促進道民割引事業（どうみん割） 支援金交付事務処理要領

（趣旨）

第1条 「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）支援金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第4条第1項第4号で定める対象事業者（以下、「観光協会等」という。）及び同項第5号で定める対象事業者（以下、「体験協」という。）の事務の取扱いについて、要綱第4条第2項に基づき定めることとする。

（参加事業者）

第2条 支援金の交付対象となる事業者（以下、「参加事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 道内にある宿泊施設を運営する者で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第4項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者又は北海道知事認定アウトドアガイド資格者が提供するサービス（以下、「アウトドア体験等の日帰り旅行商品」という。）を実施している者で観光協会等又は体験協に事業参加申込書を提出し、その許可を得た者。
- (2) どうみん割事業の対象事業者として交付決定を受けている旅行会社等又はOTAとの間で宿泊旅行商品に係る契約をしていない者、又は当該契約をしているが、どうみん割事業の対象となる宿泊旅行商品の取扱いがない者。
- (3) 要綱第5条に掲げる事項を遵守する者。
- (4) 支援事業の対象として適当と認められる者。

（観光協会等及び体験協の事務）

第3条 観光協会等及び体験協は、参加事業者と事務局間における要綱第6条から第18条までの事務を取りまとめるものとする。

2 観光協会等及び体験協は、当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。（別表1の警戒ステージ1及び2-1）

3 第1項及び前項の事務管理費として支援金額の10パーセントを事務局から支給する。

（支援金の要件）

第4条 参加事業者が受ける支援金の対象となる商品は、次表に定めるものであり、割引額を支援金として観光協会等又は体験協が支援する。ただし、いずれも道民が購入及び商品を利用したものとし、サービスを提供する各施設等については、道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもの（「新北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設（一時的な休憩施設を除く））に限る。

【観光協会等が支援する商品】

区分	1人（人泊）あたりの販売価格	割引額
宿泊旅行商品	6,000円～9,999円	3,000円
	10,000円～14,999円	5,000円
	15,000円～19,999円	7,500円
	20,000円以上	10,000円

【体験協が支援する商品】

区分	1人あたりの販売価格	割引額
アウトドア体験等の 日帰り旅行商品	4,000円～5,999円	2,000円
	6,000円～9,999円	3,000円
	10,000円以上	5,000円

- 2 支援金の対象となる期間は、観光協会等及び体験協が要綱第7条の規定する交付決定を受けた日から予約・販売されたもののうち、令和2年7月1日から令和3年1月31日までの利用分（宿泊の場合は令和3年1月31日チェックアウト分）とする。
- 3 支援金の対象となる商品の購入回数に制限は無いが、宿泊を伴う商品の連泊の上限については5泊までとする。
- 4 支援金の対象となる商品の販売に際しては、どうみん割事業であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。
- 5 第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。
  - (1) ビジネス目的での利用
  - (2) 感染症により、道が外出や往来の自粛要請を行った場合及び外出の抑制の注意喚起を行った場合における該当地域及び期間の商品、その地域の道民の利用（別表1の警戒ステージ2-2、2-3及び3）
  - (3) 国又は地方自治体からの支援等を受けて販売しているもの
  - (4) 国又は道若しくは地方自治体が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの（例：招待旅行、研修旅行など）
  - (5) 国又は道若しくは地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
  - (6) 催行の実現性が低いと判断されるもの
  - (7) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為（キャンセル料の取扱い）

第5条 第4条第5項第2号に該当する場合のキャンセル料は参加事業者の負担とし、商品の購入者には求めない。（別表1の警戒ステージ2-2、2-3及び3）  
（費用の負担）

第6条 要綱及び本要領に基づく手続き及びどうみん割事業の実施に関し、参加事業者が不利益を被る場合にあっても、道、事務局、観光協会等及び体験協は一切の費用を負担しないものとする。  
（管轄裁判所）

第7条 本要領に関し、訴訟等が生じたときは、道の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。  
（雑則）

第8条 この要領に定めのない事項については、道と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要領は令和2年●●月●●日から施行する。